

いくつか再検討を要する課題を抱えているにせよ、著者が果

敢に取り組んだ徂徠学を中心とした「東アジア思想史」研究の成果を、われわれ自身の共有財産とすべく、研鑽に励みたい。そう思わせてくれる力作である。

大久保健晴著

『近代日本の政治構想とオランダ』

（東京大学出版会・二〇一〇年）

（島根県立大学教授）

菅原光

—

本書の刊行と前後するわずか一年の間に、福澤諭吉以外の明六社同人達（西周、西村茂樹、津田真道、阪谷素）を対象とする研究書が、いずれも二十代の研究者によつて立て続けに著されてきた（本書の他、拙著『西周の政治思想』、真辺将之『西村茂樹研究』、河野有理『明六雑誌の政治思想』）。共同研究の一連の成果発表などではなく、意図せざる結果としての全くの偶然のことである。るべき近代思想のモデルとして福澤ばかりを高く評価し、それ以外を「脆弱」かつ「群小」な思想家として理解し批判するという傾向を見直そうとする試みが、期せずして一時に集中して現れたことの意味は小さくないよう思う。本書は、このような流れの中に位置づけて理解することも可能であろう。

本書の特徴は、タイトルにも表れているように「オランダ」に焦点を定めて近代日本思想史を描いたところにある。もちろん、「蘭学」は江戸時代において存在した唯一の洋学であった

こともあり、これまでにも数多くの研究が存在している。しかし、「蘭学」の多くは「洋学」との区別が曖昧な場合もあり、まさにオランダの学として認識されているというよりは、ヨーロッパの学問を総称しているという場合も少なくなかつた。「蘭学」は、明治期に確立した「ドイツ学」などといった用語と比肩し得る概念ではなかつた。そしてまた、「国際社会におけるオランダの地位凋落により、明治期以降、人々の関心は専らイギリス・ドイツ・フランスの学間に向けられ、もはや模範国としてオランダ法・政治制度が学ばれることは少なくなつていい」（二九〇頁）したこと、「蘭学」から「英学」への転換という福澤による象徴的な回想が与えた印象が強烈であつたこともあり（『福翁自伝』）、少なくとも明治思想史研究においては「蘭学」はホットなトピックではあり得なかつた。これに対し本書は、近代日本における立憲主義の成立、それに基づく政治構想に与えたオランダ学の影響関係の大きさを実証しつつ、その思想受容の政治思想史的意義を検討しようとする極めて独自性のある研究である。

強調すべきは、オランダ学受容の意義を検討する際に為される調査の広さと深さである。それは翻訳文と原テクストとの比較検討を通じて思想史的意味を論じるといった次元をはるかに超え「オランダ一九世紀思想史の文脈」（一一頁）についての内在的検討から始められる。つまり、本書の主たる考察対象である津田真道、西周の指導教授であったS・フィッセリング、

フィッセリングに影響を与えたJ・R・トルベッケやF・C・V・サヴィニー、西自身「和蘭にてそのころ有名の哲家」として認識していたC・W・オブゾーメルらの思想はもちろん、当時のオランダの具体的な政治、政争状況やドイツ歴史法学などで言及しつつ考察が展開されるのである。それは時に、長い前振りとなり、著者が言いたいことが何なのかを分かりにくくするためにさせている側面もあるかもしれない。しかし、この膨大な作業こそが本書の議論を支えている。一九世紀オランダの政治・思想状況については、先行の明治研究においても西洋研究においても取り上げられることがなかつた以上、その受容の意義を考察するためには、まずは煩を厭わずに為される解説が必要であつた。日本人西洋思想研究者はもちろん、オランダ人研究者でさえ手にしたことがないような蘭文手書き原稿にまで目を通した結果としての論述は、極めて説得的である。

二

本書の考察は「ヨーロッパ法・政治・経済学の理解と普及を飛躍的に押し進め」る画期となつた「蕃書調所教授手伝並、西周と津田真道による文久二（一八六二）年オランダ留学」（ii頁）の実態と意義を検討する第一章から始まる。「西と津田が学んだフィッセリング五科講義をはじめ、徳川末期から明治初期にかけてオランダから攝取された学術知識の様態と意義について、従来の研究では基礎的史料調査を含め、ほとんど検討さ

れていない」(ii頁)からである。そこでは、津田と西がオランダで受けた講義（自然法、国際法、国法、経済学、統計学の五科目）のうち、自然法と国法学講義の実態が検討されると共に、それが帰国後の彼らの知的活動に与えた影響、近代日本の形成過程に与えた影響が分析されている。

特に重要なのは、自然法受容の実態をフィッセリング自身の思想に即して解明した点であろう。従来の研究においては、彼らはオランダで自然法を学んだものの、その理解が不十分であつたために法実証主義へと転向することになり、個人の自由や権利の理解が不徹底なままに終わつたとして批判されることもあつた。確かにフィッセリングの講義は自然法講義から始まつてはいるが、彼は「自然状態論や自然権論から演繹的に国法論を導く理論枠組みはとら」ず、社会契約論も王権神授説と共に妄説として斥けている。彼は決して自然法論者ではなく、自然法講義は「先哲の議論」として解説されるにどまつているという（三七頁）。自然法論から法実証主義への転向といった解釈が素朴に過ぎ、また妥当しないということを指摘した上で、著者は彼らの法學的嘗為を歴史法学という視点から読み解く。自然法的発想との近接度という尺度によつて思想を裁断しようとしてきた先行研究に対する穏やかながらも明確な反論であり、「譯訳も亦妨げず、唯速訳せよ」としてナポレオン法典の訳述を命じた江藤新平が目指したような直訳的、拙速的な西洋政治制度受容とも違つた（一三頁）「個々の国家社会の風俗」

歴史、文明化段階に即して法制度は形成される」(四七頁)と考えるフィッセリングの、そして津田、西らの眼差しが強調される。「ヨーロッパとは何か」という根源的な主題」(一一頁)と向き合いつつ、「ヨーロッパ世界の周縁ないし外部に位置し、全く異なる文化的伝統を有する日本社会」(一四頁)の中からそれをどのように理解し再定位していくかという問題に立ち向かう姿勢こそ、彼らの思想的嘗為の大きな特徴だったのである。明治初期の西洋人文社会科学との取り組みを統計学受容を中心にして分析する第二章は、二つの意味において重要である。第一に、日本においてはしばしば法学者と誤解されてきたものの、フィッセリング自身は実は統計学者でありその講義こそ彼の本領であつたと言い得るし、当時の日本では「統計熱」とも称されるほどの統計学への高い関心があつたからである。フィッセリング講義の最も良質な部分を理解しその日本への影響を考える上で、統計学というテーマは欠かすことができない。第二に、A・ケトレーが述べるように「我々の觀察する個人の数がいよいよ大きくなるに従い、肉体的にせよ精神的にせよ個人的特性はますます消失し、社会の存在と維持とに依拠した一列の一般的事實がいよいよ明らかになる」(七八頁)といふことを発見した統計学は、一身の道徳性を陶冶することによつて、そしてその集積によつて社会全体の秩序が実現し得ると考えがちであった従来の学問觀を大きく揺さぶるものであつたからである。

著者は「文明を論じる学者」の社会認識方法論として統計学を捉える福澤の発想と「執政大臣」を助ける学問として統計学を捉える津田、西らの理解とを対比させる（第三節、第六節）。しかし後者はなお、大隈重信の「統計院」構想と比較して考察されることにより、彼らの統計学も「政府の玩具」ではなく、「自然法則に適った自由な社会を形成する」ための方法として、「もう一つの「学者」としての統計学」であったと強調されている（五六六頁）。（官僚学者としての限界）といった安易な分析を排した周到な議論である。

第三章で検討される「万国公法」をめぐる問題は、西洋圏に遅れて国際関係の中に登場しようとする意思を持つに至った日本が置かれていた難しい現実を抉り出すものであり、著者はその状況に直面しつつ思考せざるを得なかつた近代日本の知識人達の苦渋を我々の眼前にさらけ出す。一方で、「万国公法」は普遍的な規範として国際社会における自然法としての側面を持つものとして理論化され得るし、儒教の伝統を持つ日本の知識人達にとってはそのような理解はむしろ容易であつた。しかしこれでは、それは最初から「泰西公法」として成立していた。つまり「万国公法」は、西洋諸国のみに適用されるものとして、日本を含めたアジア諸国などは眼中に入らないままに成立し運用されるものだつたのである。それが当時の〈国際社会〉の現実であり、そしてフィッセリングが津田と西に向かって直接語り伝えた内容でもあつた。〈国際社会〉を貫く普遍的な規範と

しての「万国公法」を学び取ろうとした彼らの営みは、〈国際社会〉が決して普遍的ではなかつたという現実と、自分達が〈国際社会〉の一員として認められ得ない野蛮な国として認識されているという現実とを受け止めるところから始まつたのである。このような条件を所与として、正解のあり得ない判断を迫られる中で具体的な政策をめぐる論争が発生した。「内地旅行」についての西周と福澤諭吉との相違は、単なる自由主義的発想と保護主義的発想との相違などではなかつたのである（第六節）。

小野梓の政治思想を検討する第四章・第五章は、著者の力が最も入っている本書の中心部分である。本書のもとになつた博士論文には存在しないこの二章（初出「小野梓におけるローマ法学と功利主義」上・下）の完成によつてはじめて、本書の原型が確定した。近代日本に与えたオランダ学の意外にも大きな影響といふことを考へる上で、津田と西とが絶好の対象であることは間違ひないが、オランダ留学経験のある二人にオランダ学の影響があるのは当然のことであり、強調するまでもないこととも言える。オランダ留学経験がないにもかかわらず、ライデン大学法医学部教授J・E・ハウドミット（フィッセリングの同僚である）の著作を（重）纂訳した『羅瑪律要』を著わすなど、その大きな影響を受けた小野梓を取り上げることは、その点でも大きな意味があつた。オランダ学の影響を経て功利主義哲学に接近していく小野と、同じ過程をたどつた西との比較を通じ

て明らかにされる異同という点も興味深く、四・五章は本書の白眉とも言える。

とする姿勢こそ、本書の大きな特徴である。

三

特にハウドスミットとの関係に言及し実証した点は画期的である。従来の小野研究においては、J・ベンサムの他、J・オースティン、F・リーバー、T・D・ウルズイなどとの関係については既に充実した厚みがあるものの、ハウドスミットから受けた影響については等閑視されてきたからである。そこで強調されるのは、フィッセリング講義によつて津田、西らが獲得したのと同じ、歴史法學的視点である。それこそが、法を主権者の命令として捉えるベンサムの発想を「自らの法的伝統をアブリオリに前提とし、それに無自覺に拘束されている」(三二二頁)として批判的に捉え直すことを可能にさせた要因であり、制度の直訳的な導入ではなく、日本の法的伝統・法文化の中に発掘されるべき「立憲の萌芽」に基づいて立憲制を樹立しようとする小野の眼差しを決定づけた思想的背景であった。

以上のように、本書の分析において特徴的なのは、近代日本の知識人達が接した西洋思想をその複雑さのままに理解し再現したところにある。著者は、研究者の視点でアブリオリに是と定められる特定の西洋由來の思想を軸にし、その理解度の深浅によって過去の思想を裁断するという方法を取らず、西洋においてさえ論争状況にあった思想をそのままに理解・再現し、その論争状況の中に近代日本の思想家達を放り込もうとする。彼らの「思想的格闘の積極的意義」(一一頁)を明らかにしよう

このように、津田、西と小野とを並べて検討するという方法、彼らを軸にしてオランダという視点から近代日本思想を捉え直すとする本書の試みの意図は明らかである。しかし他方で、本書全体を貫く著者のメッセージは必ずしも明確ではないようと思う。「おわりに」に相当する、全体をまとめる独立した章が存在しないのは、その原因であるか、あるいは結果かもしれない。それはまた、タイトルと内容との乖離とも関係している。著者自身も繰り返し述べるように、「決して近代日本思想を構成する諸要素の全てが、オランダ経由の学術に由来するわけではない。また「オランダ学派」といつたものが実体的に存在したわけでもない」(々頁)。西も小野もオランダ学を足掛かりとして学問活動を始めたとはいえ、その後、功利主義に強い関心を持つた思想家であり、著者自身まさに彼らのJ・S・ミルやベンサム理解についての詳細な検討を行っている。むしろ「義利の弁」をめぐる儒教の再解釈を伴った功利主義受容と彼らによるその再構成についての分析こそ、本書のもう一つの特徴である。「オランダからの学術の受容が一九世紀後期日本の政治社会にもたらした影響と意義は、從来想定されてきたよりも、相対的にもう少し大きなものではなかつたのではないか」(vi頁)ともざれていますように、「オランダ」という視点から近代日本本

思想を捉え直そうとする試みは、著者において既に相対的な強調点の置き所として考えられている。その意味では、タイトルに「オランダ」という文字を冠し、「オランダ」というテーマで一冊の著書としてまとめたのは、無理を承知のこだわりであつたとも言えよう。そのこだわり自体は尊重したい。しかしそのことは、時に行われる先行研究批判においても、オランダ学の受容についての検討が「なされていない」ことに対する批判を主とさせることになり、明治思想理解そのものに対する応答は極力避けられる結果にもつながってしまった。それは、著者が伝えたいメッセージを分かりにくいものにさせてはいないだろうか。オランダという視点から見直してみると、この方法の強調だけではなく、その作業によって明らかになつたはずの従来の明治思想研究の誤りが何であったのか、著者が示そうとする新しい明治思想像はどのようなものなのか、明確に断じる部分があれば、本書の主張はもつとクリアなものになつたはずである。

以上は技術的な問題に過ぎず、そして以下もまた疑問点に過ぎない。それは、「人間社交の生」「相生養の道」をキーワードとして西や小野の思想を読み解こうとする姿勢、彼らは「相生養の道」の自律化と活性化こそを自らの重要な課題としていたという著者の強調である（第二章第五節、第四章第四節など）。著者はその観点から、大学院の指導教員であつた宮村治雄の研究を踏襲することを明言しつつ、陸奥宗光流の功利主義を

「優者」としての立法論として批判し、それと対照的なものとして西、小野の功利主義を位置付ける（二八四—二八六頁）。しかし、彼らと陸奥の功利主義理解との差異は本当にそこまで大きなものなのだろうか。西がオランダ語の“maatschappij”あるいは英語の“society”的語として「相生養の道」を用いる際に念頭にあつたものの一つである可能性の高い荻生徂徠におけるそれは、分業態勢の中で自動的に社会全体の秩序ができるなどというものではなかつた。「各自其の役をのみいたし候へ共、相互に助けあひて……満世界の人ごとごとく人君の民の父母となり給ふを助け候役人に候」（『徂來先生問答書』）と言えるのは、聖人によって制作された優れた制度を前提にした分業（分業のあり方それ自体さえ聖人によって設計される）が念頭にあつたからである。「相生養の道」それ自体ではなく、それを実現させるため、言わば「優者による制度制作」にこそ徂徠の力点があつた。「相生養の道」の強調は、聖人による制度設計を可能にさせる条件としてであり、統治によって実現すべき課題としてであった。道徳とは区別された法の重要性を説く「百一新論」の議論も「博く施し衆を済ふの権を有する者」や「牧民の官」「衆人民の瞻視儀型する所の者」の働きを強調する「利學」における説述も、その延長上に位置付けることができる。「公益は私利の総数」（「人世三宝説」と言えたのは、私利同士の衝突を調整し、公益へとつながるように設計された制度を前提にしてのことであり、そのような制度を制作することこそ

そが、統治に課せられた重要な役割であった。小野はまた、ベンサムにおいて最高権力として定められた主権者たる国民の「政本の職」を、国民の「立法官選挙の権」と天皇の「国会解散の権」とに二分し、しかも前者をさらに「陋巷の貧民矮屋の愚漢」に対する不信感に基づいて「想像的の空理」として普通選挙を否定する視点によって制限していた（「憲論綱」並びに「憲汎論」中巻）。小野の発想が「優者」としての「立法論」からどの程度距離があるかについては、即断しがたいよう思う。しかし仮に、彼らにもなお「優者」としての「立法論」の側面があつたとして、それは必ず不ガティブに捉えられなければならぬことだろうか。「統治」と「社会」とが対立的には理解されていない「社会」発見以前の状況として捉えられるべきなのだろうか。「統治」をネガティブに評価して「社会」にこそ価値を見出すという視点を前提とし、可能な限り津田、西、小野を「社会」の側に近付け、陸奥の側から遠ざけることによって評価する。それは本当に彼らの思想に即した理解になつてゐるのだろうか。そしてそれは、政治を読み解く枠組みとして果たしてどこまで有意義なのだろうか。

河野有理は「統治の倫理」と題した『明六雑誌の政治思想』の終章において、阪谷素をはじめとする多くの『明六雑誌』寄稿者達が抱いていたとされる「統治」を中心とした「政治」観は、唾棄すべきものだろうか（三三三一頁）、「治者の倫理は語らずとも済むのだろうか」（三三三三頁）と問うている。河野

によれば、「明六雑誌」の大部分の寄稿者たちは、福澤とは異なつて、おそらくこの問いに否定形で答えた（三三三一頁）だらうという。彼らは政府の批判者であつたと同時に、（福澤でさえ）「治者了簡」を懷いていた。「統治とは……人間が人間らしく、人間として生きる際に必要不可欠な、それ自体独立した価値を持つ輝かしい営みなのである。したがつて、当然に統治者に課せられた道徳的責務は重い」（三三三一頁）。河野は『明六雑誌』の政治思想の特徴を敢えてこのようにまとめている。非政治的領域の自律にこそ価値を見出し、被治者の政治学を語ることこそを是としてきた政治觀それ自身が廻上にあげられるべきだとする河野の指摘は、受け止められるべきであるようだ。明六社同人達の思想を検討することは、この問題を考える上でも重要である。そしてそのことは、私的學術結社としての側面で明六社を評価しつつ、多くのメンバーが同時に官僚でもあつたという点に限界を見出そうとしてきた定型的な明六社評価の、評価基準それ自体を問い合わせ直すことにも、あるいは福澤の思想評価そのものを見直すことにもつながり得る作業ではないだろうか。

以上のような疑問点はあるものの、それは決して欠点などでなく、特徴であり、今後共に議論すべきポイントである。蘭文一次史料を駆使した前人未到の地を行く本書の成果は、多くの研究者によつて受け止められ、著者を含めた「社交」（共同研究）の中で発展的に継承されていくべきものである。福澤中

心的ではない新しい明治思想像を提示しようとする試みが一時に集中して現れたという現在の状況は、そのための好機ではないだろうか。

*本稿は、平成二二年度専修大学研究助成を得た「近代日本における「天」観念の変容と再生」の研究成果の一部である。

(専修大学准教授)